



平成 23 年 2 月 4 日

各 位

会 社 名 株式会社アパマンショップホールディングス  
(JASDAQ・コード番号8889)  
代 表 者 代表取締役社長 大村 浩次  
本社所在地 東京都中央区京橋一丁目1番5号  
問 合 せ 先 常務取締役 石川 雅浩  
T E L 0 3 - 3 2 3 1 - 8 0 2 0

## 当社取締役に対する新株予約権(有償ストックオプション)の発行に関するお知らせ

当社は、平成23年2月4日開催の当社取締役会において、会社法第236条1項、第238条1項及び第2項並びに第240条第1項の規定に基づき、以下のとおり、当社取締役に対して、有償ストックオプションとしての新株予約権(当該新株予約権は、当社取締役にのみ割り当てられるためストックオプションといいますが、取締役の報酬には該当しません。以下「本新株予約権」といいます。)を発行することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

なお、本新株予約権は、本新株予約権の公正価値に相当する払込金額の払込みにより有償にて発行され、その払込金額は本新株予約権を引き受ける者にとって特に有利な金額でないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

また、当社は、本日開催の上記取締役会において、第三者割当によるA種優先株式(以下「本優先株式」といいます。)の発行等について決議しております。かかる決議の内容等につきましては、本日付当社プレスリリース「第三者割当による優先株式の発行に関するお知らせ」及び「定款変更、臨時株主総会の開催、臨時株主総会招集のための基準日設定並びに自己新株予約権の取得及び消却に関するお知らせ」をご参照ください。

### 記

#### I 新株予約権を発行する目的

当社は、本日付当社プレスリリース「第三者割当による優先株式の発行に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、第三者割当の方法によりインテグラル1号投資事業有限責任組合に対して、普通株式654,546株に転換可能な本優先株式を発行いたします。本優先株式の引受人は、当社代表取締役社長大村浩次を中心とする当社の業務執行取締役の当社に対する貢献を高く評価し、本優先株式の発行後も当該取締役らが一定の議決権を保有することを可能とするため、当社が本新株予約権を発行することを本優先株式の引受の前提条件としており、当社としても、当社の設立の経緯、事業モデル及びFC加盟企業・取引先等との関係等を勘案し、当該取締役らに対して本新株予約権を付与することが当社の安定的な事業運営に寄与するものと考えております。

また、本新株予約権については、当該取締役が有償で取得し、かつ、当社グループの業績及び株価が目標値に達した場合にのみ行使できるものとしております。これにより、当社取締役の当該目標値の達成への自信を株主の皆様にお示しし、当社取締役の当該目標値の達成に向けた意欲を一段と高めるとともに、当該目標が達成され、株主の皆様がご納得いただける環境の下でのみ本新株予約権の行使が行われることとしております。以上の理由により、本新株予約権の発行を決議いたしました。

#### II 新株予約権の発行要領

##### 1. 新株予約権の内容

##### (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権(本発行要項に基づき発行される新株予約権をいう。以下同じ。)の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、3,000株とする(なお、本新株予約権のすべてが行使された場合に交付される当社普通株式の総数は480,000株が当初の上限となる。)

ただし、当社が当社普通株式の株式の分割又は併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(又は併合)の比率}$$

また、上記のほか、本新株予約権の付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される本新株予約権1個あたりの金額は、次により決定される本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)に、上記(1)に定める付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金3,270円とする。

ただし、当社が、当社普通株式の株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は合併)の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間(以下「行使期間」という。)は、平成23年3月30日から平成29年3月29日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

②本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 本新株予約権の新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)は、下記ア及びイに掲げる条件が全て満たされた場合に初めて本新株予約権を行使することができる。

ア 株式会社大阪証券取引所 JASDAQ 市場における当社普通株式の普通取引終値が、行使価額の 200%に相当する額を 1 度でも超過すること。

イ 当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書(平成 23 年 9 月期乃至平成 26 年 9 月期)に記載された連結損益計算書における営業利益が、1 度でも 2,000 百万円を超過すること。

- ② 本新株予約権者は、当社取締役の地位(以下「権利行使資格」という。)を喪失した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。
- ③ 上記②の規定にかかわらず、本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人は、本新株予約権者の死亡の日より 1 年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、本新株予約権者が生存していれば行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。
- ④ 上記③に定める場合を除き、本新株予約権の相続による承継は認めない。また、本新株予約権者の相続人が死亡した場合の、本新株予約権の再度の相続も認めない。
- ⑤ 本新株予約権者は、本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における当社の発行可能株式総数を超過することとなる時、又は、当社の普通株式に係る発行済種類株式総数が当該時点における当社の普通株式に係る発行可能種類株式総数を超過することとなる時は、本新株予約権を行使することはできない。
- ⑥ 本新株予約権者は、以下のア乃至オに掲げる各号の一に該当した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。
  - ア 本新株予約権者が、会社法第 331 条第 1 項各号に規定する欠格事由に該当するに至った場合
  - イ 本新株予約権者が、会社法上必要な手続を経ず、会社法第 356 条第 1 項第 1 号に規定する競業取引を行った場合
  - ウ 本新株予約権者が、会社法上必要な手続を経ず、会社法第 356 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に規定する利益相反取引を行った場合
  - エ 禁錮以上の刑に処せられた場合
  - オ 当社の社会的信用を害する行為その他当社に対する背信的行為と認められる行為を行った場合

(7) 当社が新株予約権を取得することができる事由

- ① 当社が消滅会社となる合併についての合併契約、当社が分割会社となる吸収分割についての吸収分割契約若しくは新設分割についての新設分割計画、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約又は当社が完全子会社となる株式移転計画が、当社株主総会で承認されたとき(株主総会による承認が不要な場合は、当社取締役会決議がなされたとき)は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 本新株予約権者が、上記(6)の規定により、本新株予約権の全部又は一部を行使できなくなったときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
- ③ 本新株予約権者が、その保有する本新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
- ④ 当社が会社法第 171 条第 1 項に基づき全部取得条項付種類株式の全部を取得することが当社株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。

(8) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(1)に準じて決定する。
  - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(2)に準じて決定する。
  - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
上記(3)に定める行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記(3)に定める行使期間の満了日までとする。
  - ⑥ 新株予約権の行使の条件  
上記(6)に準じて決定する。
  - ⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記(4)に準じて決定する。
  - ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
  - ⑨ 新株予約権の取得条項  
上記(7)に準じて決定する。
  - ⑩ 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い  
本(8)に準じて決定する。
  - ⑪ 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- (9) 交付する株式数に端数が生じた場合の取扱い  
本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- (10) 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項  
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

## 2. 新株予約権の数

160個

## 3. 新株予約権の発行と引換えに払込む金銭

本新株予約権の発行と引換えに払込む金銭は、本新株予約権1個あたり金69,000円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。

## 4. 新株予約権の割当日

平成23年3月30日

## 5. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成23年3月30日

## 6. 申込期日

平成23年3月28日

## 7. 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社取締役3名に対し160個

以上